

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、ビルの空調衛生設備工事の現場管理業務に従事していた。

請求人によると、会社における長時間労働と上司による強い心理的負荷があり、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、翌〇日、E病院に転医し、それぞれの医療機関において「双極性感情障害、精神病症状を伴う躁病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発症の有無及び時期について労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、Cクリニック、Dクリニック及びE病院の各主治医の所見及び請求人の自覚症状等に関する申述等を踏まえ、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害」(以下「本件疾病」という。)を発病し、平成〇年〇月頃から症状が悪化したものと判断している。当審査会も発病の経緯とその症状からみて専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) そこで評価期間における「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、上司からのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）と長時間労働の2点を主張していることから、以下検討する。

ア 上司からのパワハラについて、請求人らは、要旨、「F課長のGに対する暴言、暴行や飲酒運転での帰宅を止めるよう進言したが受け入れられず強い心理的負荷を感じた。また、請求人も暴言や無視などをされるようになった。」と主張するも、F課長は、暴力行為、飲酒運転、請求人への叱責、請求人からの進言無視を否定しており、請求人の同僚であるH、Iも請求人の主張を裏付ける申述をしていないことから、請求人の主張はいずれも確認することができない。

もともと、請求人が、F課長の言動に対して不快感を抱いていたことは事実であると認められることから、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）には該当するとみて検討すると、請求人と上司の間において周囲からも客観的に認識されるような対立が生じていた事実は確認できず、当審査会としては、その負荷は客観的には軽微であったとみるのが相当であると思料し、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 長時間労働について、請求人には、発病前4か月目に84時間20分の時間外労働があったことが認められるところ、請求人らは、要旨、「会社では残業時間を60時間から80時間で申告しなければならないルールがあり、請求人が申告した残業時間は実態より少なく、現場では長時間勤務していた。」とし、記録には表れない残業時間を評価すべきであると主張する。

この点について、F課長及びHは、要旨、「こうしたルールはなく、実際の時間どおりに申請をしている。」と述べている。当審査会においては、双方の主張に相違があることから、一件記録を精査するも、請求人が主張するようなルールの存在を確認することはできなかった。

したがって、決定書理由に説示するとおり、監督署長の労働時間の認定は妥当なものと判断することが相当であり、本件疾病の発病前おおむね6か月間において、請求人に恒常的長時間労働があったとは認められない。

もともと、請求人の本件疾病発病4か月前から5か月前にかけて時間外労働が20時間以上増加し、1月当たり45時間以上になっていることから、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）には該当し、その心理的負荷の総合評価は「中」程度であると判断する。

(5) また、請求人には、平成〇年〇月頃から本件疾病の悪化が認められるが、認定基準上、悪化前6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当するような出来事があったか否かの判断を必要とすることから、当審査会としても審査資料を改めて精査したが、請求人には、当該期間において「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は確認できず、「特別な出来事」は認められない。

(6) 以上からすると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」、「中」となる出来事が各々1つ存在しているが、恒常的長時間労働は認められず、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(7) なお、請求人らは、本件公開審理において、要旨、証明するものがないから業務外として処理するのが適当であるという検討結果しか出せない審査側の結論について不服であると主張するが、当審査会では、請求人らが主張する時間外労働について、具体的に労働時間を確認できるタイムカード等の記録が存在しない場合にも、限られた資料に基づいて労働時間の推計し、さらには、関係者の申述、成果物等の関係資料を十分に分析・検討して推計を行うこととしている。

(8) その他、請求人らは、会社関係者は、会社に不利な発言をしないことも考慮した上で、公正な審理を希望する旨主張しているところ、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても、上記会社関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることも付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。